

これからの家庭教育支援のあり方
—横の連携と縦の接続—

(報 告)

平成 26 年 7 月 25 日

第 33 期静岡県社会教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 家庭教育支援をめぐる現状と課題	3
1 家庭教育の現状	3
2 家庭教育支援の現状	4
(資料1)	5
(資料2)	6
1 「家庭教育支援をめぐる現状と課題」(桜井智恵子)	6
2 「これからの家庭教育支援のあり方」(漁田俊子)	9
3 「スクールソーシャルワーカーの視点からみた 家庭教育支援のあり方」(青木まゆみ)	11
第2章 求められる家庭教育支援の方向性	13
1 社会教育の視点からみた家庭教育支援のあり方	13
2 静岡県家庭教育支援施策について	14
第3章 新たな支援展開を考えるための基本的方向性	19
1 ライフステージにそった循環型支援 －支援を受けた人が支援する人になる	19
2 成熟した地域社会の構築－地域の実情に即した対応	20
第4章 これからの家庭教育支援の施策展開	21
1 ライフステージにそった循環型支援 －支援を受けた人が支援する人になる	21
(1) 子どもは社会の構成員	21
(2) 施策の見直しと分かりやすさ	23
(3) つながりにくい家庭につながるための工夫	24
2 成熟した地域社会の構築－地域の実情に即した対応	26
(1) それぞれの地域の特色を生かしながら支援し合う 社会をつくること	26
(2) 新たなプラットフォームを生み出す	27
おわりに	29

(巻末資料 1) 展開イメージの一例	30
(巻末資料 2) 家庭教育に関する取組事例	31
(巻末資料 3) 家庭教育実態調査結果	36
(巻末資料 4) 家庭教育関連主要事業 (平成 22 年度～25 年度)	45
(巻末資料 5) 平成 25 年度スクールソーシャルワーカー活用事業	49
第 33 期静岡県社会教育委員	52
第 33 期静岡県社会教育委員会審議経過の概要	53
ワーキンググループでの検討内容	54

はじめに

家庭教育に関する議論は、この県社会教育委員会でもこれまでに何回も行われてきた。近年では、3期前の第30期静岡県社会教育委員会において、「家庭教育支援のあり方と方策」という審議題のもとに議論がなされ、当時の家庭教育とその支援の現状と問題点を明らかにした上で、特に家庭教育支援施策の方向性を提言した。この提言の特徴は、家庭教育を支援するにあたり、まずもって、家庭教育が重要であることや家庭教育において目指すべき方向性を明示した点である。

第30期の本委員会は平成18年8月～平成20年7月の期間であったが、ちょうどその頃は教育基本法の改正時期の前後であった。委員会の初期は、旧教育基本法において、家庭教育が社会教育の一部と位置づけられていたが、平成18年12月改正後、すなわち委員会後半には、家庭教育は社会教育の範疇から独立し、第10条として家庭教育の条文が新設され、保護者の子に対する第一義的責任や家庭教育で特に注意すべき点が明示された。委員会では、この国の流れも参酌しながら、その頃にはまだはっきりと認識されていなかった、家庭教育の大切さ、家庭教育において意識すべき愛情や人格尊重などの視点、家庭教育で培われることが望ましい生活習慣の習得などの家庭教育の内容、家庭教育のこのような環境を整えるための大人や社会のあり方、について議論を重ね、3章にわたる報告を行った。

この提言から6年ほどが経過した本第33期静岡県社会教育委員会では、現在の家庭教育やその支援の状況、改正教育基本法に基づく施策の実施状況を考察し、広い意味での社会教育の視点から、家庭教育支援のあり方を検討した。言い換えれば、「家庭を、その周りや行政から一方的に支援を受ける対象としてとらえるのではなく、地域社会の中で周りと関わり合い、支えあう重要な一員ととらえ、家庭と地域社会がお互いに支え合う主体となる取り組み」を検討した。そのような観点から、すでに行われている様々な施策についても、それらがより有効な手立てとなるよう検討を試みた。

家庭教育は、文字通り「家庭」というプライベートな空間で行われるものであり、そのようなところでまで行政は関わる必要はないという見方から家庭教育支援施策が打ち切られることもあったが、上記のように、家庭と地域社会は相互に支えあうという見方や、社会情勢に大きく左右される家庭教育の現状を目の当たりにすると、行政がその支援に取り組むことは、すべての人の教育上、

非常に重要なことであると考える。

また、誰もが子どもの時には元気に遊び、そのような時代を通して大人になっているし、子ども達は何と言っても将来の地域社会を支える大事な構成員である。そのように、「未来の市民である子ども」ととらえれば、社会全体で子どもの育ちを支えようとする考えは自然な想いではないだろうか。家庭に子どもがいるいないにかかわらず、子ども達を私達の身近な生活を支え合う仲間ととらえ、温かく見守り育む環境がつけられることを願って、この報告をまとめる次第である。

平成 26 年 7 月 25 日
第 33 期静岡県社会教育委員会

第1章 家庭教育支援をめぐる現状と課題

今期第1回～第4回の会合では、家庭教育とその支援の現状を様々な角度から検討し、課題整理を行った。

1 家庭教育の現状

平成23年5月に文部科学省より公表された報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」では、家族形態の変化や少子化の進行、子育て家庭の社会的孤立という家庭の現状、保護者の労働環境の変化等から、現代の社会は、「家庭教育が困難になっている社会」であり、そのように家庭教育をとらえることが必要であることが指摘されている。具体的には、保護者の教育への関心、経済力などにより、家庭教育が二極化する傾向にある。過度に子育てにプレッシャーを感じ、悩みや不安を抱え込み、子どもの主体は無視し過剰な期待を寄せる保護者がいる一方で、子育てを放任し、ネグレクト（養育放棄）などの虐待を行ってしまう保護者も後を絶たない。

また、家庭教育に関して専門性の高い委員からは、これまでの調査・研究結果から、親や教員のゆとりのなさが、子どもの相談できない状況を生み出し、いじめなどの相談ができないのではないかと、という指摘がなされた。オランダのワークシェアリング¹の例のように、親たちの労働過剰が軽減され、さらに子どもが将来職に就けない不安がないという雇用に対する安心感が生まれれば、教育にも子育てにも不安がなくなる。公民連携、社会資源（人間関係、信頼関係）とのつながりの中で、成熟した地域社会を作ることが課題であり、そういう視点から家庭教育もとらえて、家庭や保護者の置かれている状況を改善することが重要である、との見解が示された（資料2、P6～P8）。

一方、本委員会と同時期に社会教育課により実施されていた家庭教育実態調査からは、子育ての悩みや不安は幼児・小学生・中学生のどの時期の親でも感じていること、子育てに関する話を保護者仲間とよく話す傾向にあること、地域とのつながりが強い方が家庭教育に自信を持っていること、等の保護者の現状を把握することができた（巻末資料3、P36～P44）。

以上の資料とそれに基づいた意見交換から、我々は、家庭教育の現状を「多様化」「二極化」「孤立化」をキーワードにとらえることにした。さらに、どのようなタイプの家庭であっても、厳しい労働環境・雇用情勢、子どもの育ちにかかる問題を家庭教育に帰着させてしまう現代の風潮の中で、共通して保護者に「経済的・精神的なゆとりのなさ」があることを確認した。そして、家庭教

¹ ワークシェアリング…一人の従業員の就労時間を短縮することによって、他の人を追加で雇う機会を増やし、雇用水準を維持すること。

育支援にあつては、家庭教育の現状を、広く社会全体の一つの現象としてとらえていく視点が重要であり、家庭の周りの緊張を緩めることが必要であること、家庭教育の背景となる世の中が変わってきていることを十分理解することが必要であることを確認した（資料 1、P 5）。

2 家庭教育支援の現状

このような、家庭教育の現状に対して、これまでも県は様々な施策を行ってきた。平成 22 年度以降の県教育委員会社会教育課による家庭教育関連主要施策としては、親学講座及び親学講師運営会議の実施、3 歳児保護者対象の親学講座の試験的实施等の「親学」推進事業、「お父さんの子育て手帳」の作成・配布（85,000 部）と同手帳活用促進のための出前説明会といった「お父さんの子育て手帳」活用推進事業、県内各地で主に幼児期の子どもを持つ保護者対象の親子参加型子育て講座を開いたり、「お父さんの子育て手帳」等の紹介し、活用を促した「子育て応援キャラバン」事業、「家庭の日」を決め、優待制度を設け、それらに関するポスターを作成したり、優待制度協賛施設を県のホームページなどで PR するなどした「静岡県家庭の日」推進事業、「みんなで支える家庭教育』リーフレット作成などが挙げられる（巻末資料 4、P 45～P 49）。

平成 23・24 年度には「家庭教育実態調査」を実施し、その調査結果を基に「家庭教育支援検討委員会」によって支援策が検討され、「モデル PTA への支援活動」も行われた。このモデル PTA の取り組みは、子育てに悩みや不安を抱える保護者同士が相互理解・支援することができる懇談会（交流会）を設定し、保護者の悩みや不安の深刻化を防ぐことが目的とされたものであった（資料 2、P 9～P 10、及び巻末資料 4、P 48）。

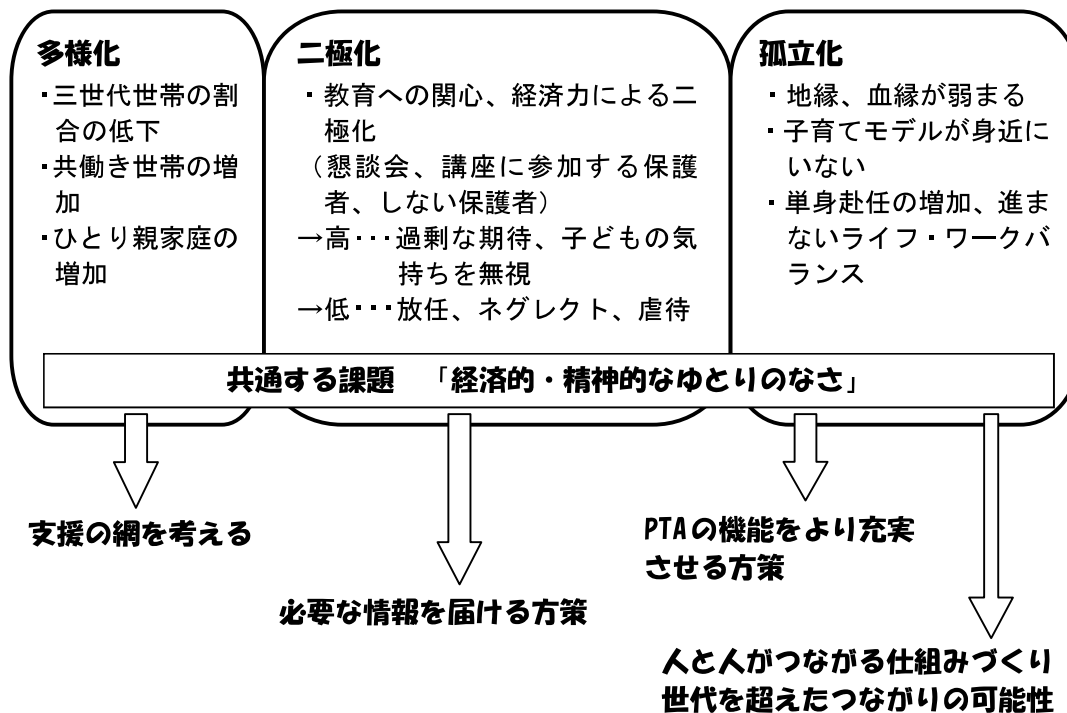
また、平成 24・25 年度にはスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用事業が行われた。平成 24 年度には県内 5 市 1 町、平成 25 年度には 4 市 1 町にスクールソーシャルワーカーが配置され、問題を抱える児童生徒に対し、家庭等の環境に対して働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、学校単独ではできなかった多様な支援方法を用いて、課題解決が図られている（資料 2、P 11～P 12、及び巻末資料 5、P 49～P 51）。

これらを中心とした県の施策を、家庭教育の現状に照らし合わせ、「支援の網を考える」「必要な情報を届ける方策」「PTA の機能をより充実させる方策」「人と人がつながる仕組みづくり・世代を超えたつながりの可能性」という観点から整理してみることにした（資料 1、P 5）。

(資料1)

家庭教育の現状と課題 (第2回3回会議のまとめ)

現状の家庭教育をめぐるキーワード



○課題の背景

- ・教育が家庭に矮小化している。(かつて、教育は、地域・社会・親族ネットワークなど分担して担当していた。)
- ・保護者には余裕がない。雇用不安→教育不安(厳しい労働環境・雇用情勢、進まないライフ・ワークバランス、先が見えない)
- ・教員も余裕がない。(子どもたちの話を聞く余裕がない。)
- ・高度に競争的な学校環境(「とりあえず学力」になっている。)
- ・豊かさを維持するためには、競争が必要という考え方。

○課題整理の方法について意見

- ・子育て、家庭教育の背景となる世の中が変わってきているという視点(背景をきちんとおさえる必要がある。)
- ・子どもを中心に据えるという視点
- ・子どもの最善の利益と意見表明権の保障という視点
- ・社会資源の蓄積という視点
- ・社会教育というより社会活動への支援という視点

○施策提言のための意見

- ・子どもを中心に据えるという視点
- ・それぞれの家庭にあったオーダーメイドな支援
- ・地域との連携や地域づくりという視点(「地域をキーワード」に)
- ・地域の社会資源の活用(どのような仕掛けをつくるのか)
- ・人と人がつながる仕組みづくり(ヨコ・タテ・ナナメの関係により網の目をつくっていく。)
- ・余裕やゆとりを生み出す工夫
- ・対症療法と予防を分けて考える視点

(資料2)

1 「家庭教育支援をめぐる現状と課題」

大阪大谷大学教育学部教授 桜井智恵子

(1) 家庭教育が抱える現状～「学力向上」で乗り越えるという問題

県教育委員会作成の「平成24年度家庭教育実態調査結果報告書」では、保護者アンケートで有益な資料がたくさんある。子育て中の悩みが「よくある」「ときどきある」という保護者が7割で、そのうちの半数は子育てに対して「自信が持てない」。また、「余裕を持って子どもに接することができない」も同様に多い(巻末資料3、P41)。子育てに何よりも重要な時間やゆとりが親に保障されていない。それは果たして心の問題なのだろうか。社会的な構造がゆとりや自信を持てないことを形づくり、それは心の問題ばかりにされてはならない。

悩みを抱えている人のクロス集計では、自己評価の低い人ほど子育てに自信がない。この人々は家庭教育支援の対象であるが、自己評価が低い親たちに、果たして家庭教育の「知識」を与えたらよいのだろうか。評価が低く自信のない人は、知識を与えるというよりもむしろ安心状況を回復することが効果的だ。教育で乗り越えるという問題では捉え方が浅いといわざるをえない。

では、家庭教育を取り巻く学校はどうだろう。学校は多忙化の中にさらされている。子どもの学力が低下していると国では学習指導要領の内容が増え、学校では教えなければならない授業内容が増大した。先生たちは個別のさまざまな課題に追われ、教育に大切なゆとりがここでも奪われている。学力向上施策が大変な勢いで入ってきて、じっくり子どもの話を聞けない。気になる子がおり、子どもの人間関係が気になっていても、そこになかなか時間を割けないという学校の状況がある。

親もまた教育不安と孤立で、子どもの話はゆったりと聞けない中、私は個別救済に関わってきて、子どもの話を聞くと多くの子どもは先生に話を聞いてもらいたいという。けれど、先生の側は子どもにゆっくり向かいたいと思いつつ、ゆとりがないという構造がある。その構造とは、経済分野が「学力向上」を強く望んでいるという点である。

現実には、個の学力を高めたところで雇用の充実や地域全体の幸福には直結しない。県全体の学力が上がっても、一定の割合の半分から下方レベルの子どもは仕事につけない。実際には学力ではなく雇用や働き方や地域とのつながりが、より子どもの将来のために必要だが、その状況は置き去りに、学力を上げたら何か解決に近づくように認識されている。

家庭もとりあえず学力ということで、さまざまな早期教育がかまびすしくなり、一方で子どもは自己肯定感を奪われ、被害攻撃感情を高める。構造を把握しない説明では、問題は子どもにある、家庭が教育力不足と自己責任論に矮小化する。親、担任、学校、教育委員会が悪いと現場の責任とされ、支援より学習、学力向上という流れが、ここしばらく強くなっている。

(2) 国連子どもの権利委員会からの指摘

国際的には日本の教育状況は悪名高く、指摘や意見が出ている。国連の「子どもの権利条約」(1989年)は日本では94年に批准され、5年ごとに提出する政府報告書が審査される。

3回目の日本政府報告書に対しては、子どもを取り巻く状況改善へ強い意見が出た。「高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があることを懸念する」。競争的な学校環境が、子どもや家庭を取り巻く状況を悪化させている。これを何とかしなさいという指摘である(拙著『子どもの声を社会へ』岩波新書、2012年)。

その状況は、教育と働き方により形づくられてきたという日本の戦後の流れがある。戦後日本は人づくり政策ということで、個の教育を重視し、とにかく学習を重視した。関係よりも学習と、とにかく学力向上ということで、戦後の家庭教育ブーム、60年代、70年代を経て、80年代後半から子ども側からの反動が出るようになったと教育社会学では説明される。校内暴力、いじめ、登校拒否(その後、不登校)、体罰や虐待といった暴力案件が挙がってくるようになったにも関わらず、近年、学力向上の流れがさらに強化されている。

(3) 教育と働き方

個の教育では長期的な地域の展望は難しく、やはり関係をということで、道徳教育が注目されるが、これもまた個の教育になりがちだ。戦後、学校教育分野は学力向上中心で、手立てを要求されるのが社会教育分野の仕事と分業形態が続いてきた。60年代に10倍の予算が社会教育に増額され社会教育はひたすら学校教育部門を補完する役割を担ってきた。しかし分業ではなく、地域の幸福を目指すのならば、学校教育分野それ自体こそが次の時代をゆるめるために自らを新しくしなければならないだろう。

今、経済成長が大事と全国で言われるが、ロバート・パットナム(政治学)の議論は明解だ。経済活動を立て直すのは地域の社会関係資本が重要と実証した。それは人間関係、信頼関係の蓄積である。日本は「経済を立て直す」の再定義が必要となり「豊かさ維持のために競争が必然」と考えられてきた点は見直される

ことが大事なポイントと思われる。家庭教育を取り巻く状況は、経済成長志向の格差の拡大で、保護者たちがより厳しい状態になっており、親学習よりも状況改善が必要だろう。

働き方に関しても、子どもの将来の職場を視野に入れ、教育部門だけで施策を作るとするのは合理的ではないだろう。静岡の子どもたちの就職も、雇用の配分とつながっており、子育てを安心して行えるかどうかを決める大事な点だ。商工会の取組や「まちゼミ」など、子どもに地元の仕事を理解しつつ面白い取組が始まっていることが、本書の中で紹介されるだろう。

(4) 静岡に中長期的に必要なこと

2012年に共同研究で訪欧し、オランダでは親の働き方をめぐるワークシェアリングの調査を行った。子育て中は、親は二人なら1.5人分というのが合い言葉で、働き方を自分たちで組み立てる。給料は安くなっても子育てを楽しむ時間を大事にすることが選べるようになっていた。

ヒアリングでオランダの親は、将来の雇用が確保されているため、子どもが仕事に就けるか不安になる必要がなく、したがって学力向上などと個人の能力を必死で高めなければならないという教育不安も無いことが分かった。すなわち「雇用安心—教育安心—子育て安心」は直結している。

私たちは「学力向上主義」の問題をしっかりと認識したいと思う。ここは社会教育部門が学校教育部門と連動することが重要になる。静岡という地域はさまざまに豊かな機能を持っている。連携しながら学力向上主義＝自己責任状況を緩め、成熟した地域社会をつくるのが、これからの静岡の次の仕事となってくる。

社会教育分野は今まで「学習」中心で展開してきた。私も参加した大阪府の社会教育委員会では委員たちはこれまでの視点を見直し、ライフステージにより生じる課題（条件整備）を重視しようと、学習よりも状況改善をという見方を全員一致で共有した。政策提案側が、学習や学力から少しでも自由になり、家庭を取り巻く状況を改善し子育てを安心して行ってもらおうというふうに考えたのだ。

家庭教育支援のためこれまで主に親学習とか「早寝、早起き、朝ご飯」など家庭の課題とばかり捉えがちだったものを、親のおかれている状況を改善し、しのいでいくための視点の更新を、静岡にも提案したい。

2 「これからの家庭教育支援のあり方」

静岡県立大学短期大学部教授 漁田俊子

これからの家庭教育支援を考えるにあたって、これまで自分が関わってきた支援が概ねどのようなものであったか、自分の足跡と共に過去30年を振り返ってみることにした。

今、私の手元に、昭和60年代に出された神奈川県教育委員会の事業報告書「社会教育相談事業」および育児用パンフレット「すこやか」と横浜市教育委員会の「はまっ子育て」がある。約40年前頃から国内の多くの教育委員会で2つの家庭教育支援が行われるようになった。それは、①家庭教育相談事業と②家庭教育啓発事業であった。概ね①は保護者からのはがき等による通信相談や事業所での相談受付、②は啓発用パンフレット作成と配布、テレビの育児番組制作と放映等で、どちらかという②の方に重点が置かれていたように記憶している。私自身は神奈川県や横浜市で、これらのパンフレット作成やテレビ番組制作を長年担当してきた。同様の事業は静岡県教育委員会でもごく最近までずっと続けられており、10年程前から私も関わらせて頂くようになった。

この方向性に変化が出たのは数年前からである。保護者は本当に①②を必要としているのか、保護者が実際に求める家庭教育支援とはどのようなものか、土台の部分から見つめ直そうと、静岡県社会教育課家庭教育支援検討委員会の中で話し合いが行われ、平成23、24年度に静岡県内の小学3年生・中学生2年生・4歳児の保護者を対象とした大規模な「家庭教育実態調査」が実施された。その結果、例えば小学3年生の保護者であれば「8割が子育ての悩みを持っており、話を聞いて貰ったり相談したい相手は同年齢・異年齢の保護者仲間で、話を聞いて貰ったり情報交換・相談できる活動に参加したい」という実態が現れてきた。この調査結果を元に、家庭教育支援検討委員会では、今後どのような方向性での支援が必要とされているかが話し合われた。

保護者の多くが求めているのは、「習い事は何がよいか、どこがよいか、そもそもさせるほうがよいかどうか」「どこの歯医者さんに行かせればよいか」「修学旅行に持たせる鞆はどんな物がよいか」「ゲームをどのくらいさせてもいいか」など、気軽に相談できることだった。これらの日常生活のささやかな、しかし保護者にとっては重くのしかかる悩みの解消方法は、「保護者同士の情報交換の場の設定」であると考えられた。PTA活動（学校の雑草取りや図書の整理など）の合間に知り合った保護者同士の会話が悩み解消につながった、という意見もあった。そこで、家庭教育支援検討委員会では平成25年度に、保護者たちの情報交換の場で使用できる「家庭教育ワークシート（つながるシート）」を開発し、小中

学校・幼稚園等で試行した。また、同様の試みを、静岡県立大学短期大学部教員有志が社会教育課と連携して実施した。独自の「ワークシート」を作成し、地域の保護者対象に行ったところ、この実践でも情報交換の場の必要性が感じられた。

数十年前から子どもを取り巻く環境は徐々に変わり、さらに最近10年は、情報入手方法も電子媒体を中心に大幅に変化している。当然のことながら、保護者の求める支援内容や方法も変わった。今後も、子育ての悩み解消支援として、「保護者同士の情報交換の場の設定」等の「仕掛け」を準備することが1つの方向性となるかと思われる。また、子どもの通う教育保育現場の行事や情報交換の場に参加することが物理的・精神的に不可能な保護者への細やかな対応についても、今後の重要な課題として残されている。

3 「スクールソーシャルワークの視点からみた家庭教育支援のあり方」

県スクールソーシャルワーカー（袋井市） 青木まゆみ

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門職として、教職員や関係機関と連携し、困難を抱える子どもをチームアプローチの手法を用いて支援している。

具体的に述べると、スクールソーシャルワーカーと教職員や必要に応じて関係機関とが協働し、子どもを取り巻く環境に目を向け、問題の背景にあるものを包括的にアセスメントした上で、長期・短期の目標を設定し「誰が、誰に、いつ、どこで、何を、どうするのか」を明確にしたプランを立て、子どもや保護者への支援にチームで取り組んでいるのである。

子どもは、家庭、学校、そして地域社会など、その子どもを取り巻く環境との相互作用のなかで日々生活をしている。困難を抱える子どもを支援する際、表に現れている問題のみに注目するのではなく、その子どもを取り巻く環境に着目し、問題の背景を丁寧に見立てていくことが重要となるのである。

一つ一つのケースを丁寧にアセスメントしていくと、困難を抱えた子どもの保護者もしんどい状況のなか、家庭教育にも困難さを抱えていることに気づく。このような家庭には、その家庭にあったオーダーメイドの支援が必要なのではないだろうか。

地域社会には、行政だけではなくNPOなども含め様々な素晴らしい取組をおこなう機関が点在している。それらの機関がネットワークを形成し、それぞれの機関が持つ強みを十分に発揮し連携できたなら、家庭教育に困難を抱えている子どもや保護者に適切な支援が届けられるのではないだろうか。

家庭教育支援ネットワーク形成には以下の5つの取り組みが必要なのではないかと考える。

一つ目は、地域にどのような取り組みをしている関係機関があるのか、地域の社会資源の整理である。

二つ目は、各機関が持っている「強み」が何かを把握することである。強みの把握は、支援を必要とする家庭とのマッチングを考える際に有効であり、オーダーメイドの支援をおこなうためには欠かせない。

三つ目は、どこまでネットワーク形成ができていくのかという、現状の把握である。その際、繋がりや強弱に関しても把握する必要がある。

四つ目は、どの部分のネットワークを補強すればよいのか、新たにどこを構築することが必要なのかを検討することである。ネットワークのどこかにアクセスすれば、確実に支援に繋がることのできる仕組みづくりが重要であり、そのためにもネットワークの補強や構築が必須である。

そして五つ目は、足りない社会資源の発掘や創設である。例えば、現在しんどさを抱え家庭教育も十分受けられない状況にある子どもたちのために、地域の中で安心して話ができ仲間や大人と繋がりが持てる居場所づくりなど、その地域のニーズに応じた社会資源の創設が望まれる。

これらの取り組みには、二つの側面があると考えられる。一つは、「家庭教育が困難になっている社会」という認識のなかで、支援ネットワークを形成することは、ネットワークが多くある家庭にとっての「家庭教育セーフティネット」としての役割も期待できるのではないかと考えている。

もう一つはすでに述べたように、家庭教育に困難を抱えている家庭にオーダーメイドの支援を届けるということである。困難を抱えている子どもや保護者は、適切な支援を受けることで徐々に本来持っていた力や強みを回復し、長く険しい道のりではあるかもしれないが、やがて支援を受けながら自らの力で課題を改善していくことができるようになる。

そして今度はその子どもや保護者が何らかの形で地域を支援するサポーターになったとき、地域の中に相互支援の好循環が生まれるのではないかと考える。

第2章 求められる家庭教育支援の方向性

1 社会教育の視点からみた家庭教育支援のあり方

冒頭で述べたように、本第 33 期静岡県社会教育委員会では審議題「これからの家庭教育支援のあり方について～横の連携と縦の接続～」を受け、現在の家庭教育やその支援の状況、改正教育基本法に基づく施策の実施状況を把握した上で、広い意味での社会教育の視点から、家庭教育支援のあり方を検討してきた。

交わされた議論の論点を整理すれば、以下のようになる。

- (1) 「家庭教育」はその家族の周辺だけでなく、社会の様々な要素・要因の中で行われ、また影響されている。
- (2) 個々の家庭が置かれた状況を、地域社会あるいは社会全体の脈絡の中でとらえる必要がある。
- (3) 「家庭」を行政による“支援対象”としてのみみるのではなく、地域社会の中でかかわり合い、支え合う“主体”としてとらえるべきである。
- (4) 問題を抱えている家庭は、社会の様々な矛盾や課題を顕在化している事例であり、そうした家庭への支援体制は社会が抱える課題を解く手がかりとなる。
- (5) 家庭は地域社会のなかで様々な要素と関係しており、それらは潜在的な支援者・資源となる。
- (6) 家庭は地域社会の構成員（子ども）を生み出し、様々な要素と関係しながら地域社会を支えている。

こうした議論の中心となる考え方は、家庭教育支援のあり方を社会教育の視点からとらえるということであるが、では改めて社会教育と家庭教育支援をどのように結びつければよいのか。

ここで、社会教育とはどんな特徴をもった営みかをあらためて整理しておく。社会教育法は社会教育を「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」と定義している。特徴を際立たせるため、社会教育と学校教育との対比をしておこう。

学校教育は、法的な枠づけが強く、全国統一的基準があり、制度としてしっかりしている反面、柔軟性はあまりない。教育活動が展開される場所・時間・方法・内容も限定的で、教える側と教わる側の関係も固定的である。

それに対し社会教育は、柔軟性に富む反面、しっかりした教育活動が行われるためには、公的ならびに相互的な支援が必要とされる。活動が展開する場所・時間・方法・内容も多様であり、教える側・教わる側の関係も相互的・循環的である。

そうした特徴を確認した上で、前章で述べた家庭教育支援をめぐる現状と課題を受け、われわれは次のように考えた。

- ア 社会教育の特徴は、社会全体を視野に入れ、様々な要素を活用し、多様な形態をとりながら「相互に学び合い、支え合う」ことである。
- イ 行政が問題のある家庭に支援するという発想ではなく、社会教育の考え方を導入し、地域の人々がお互いに支援しあう、学びあうという方向で考える。
- ウ 家庭も含め地域社会の様々な組織、団体、人は、支援対象である以前に支援者である。それらが互いに学び合い、支え合うという連携や接続をどう確立するかを考える。
- エ 家庭教育支援のあり方をモデル化し、上記の方向性に照らして、何が足りないか、どんな支援が必要か、発想や認識を変えるにはどうしたらよいかを検討する。

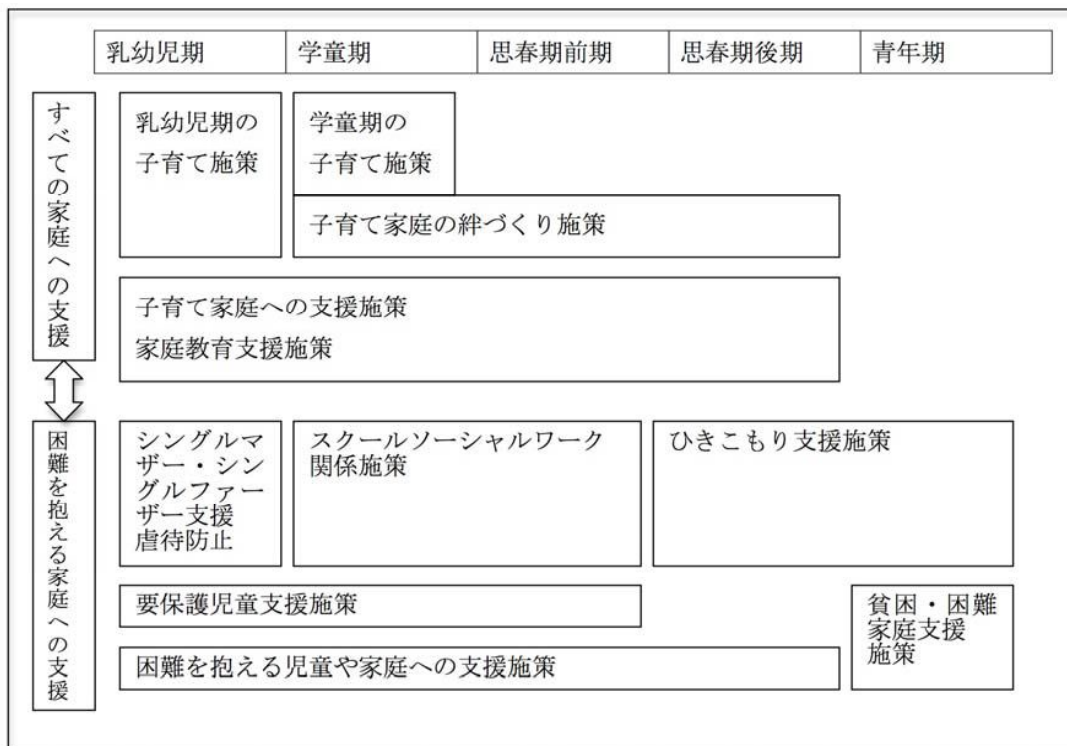
次節では、静岡県の施策展開を取り上げながら、家庭教育支援のあり方を検討していく。

2 静岡県の家庭教育支援施策について

静岡県では、家庭をめぐる現状に対応し、様々な施策展開を行っている。社会教育委員会からの照会により、施策をまとめたのが以下の【図1】である。この図を元に、家庭教育施策の現状を分析し、課題を探ることとした。

なお、煩雑になるため個別の事業名は省略し、以下では大まかな施策展開図としている。

【図1】



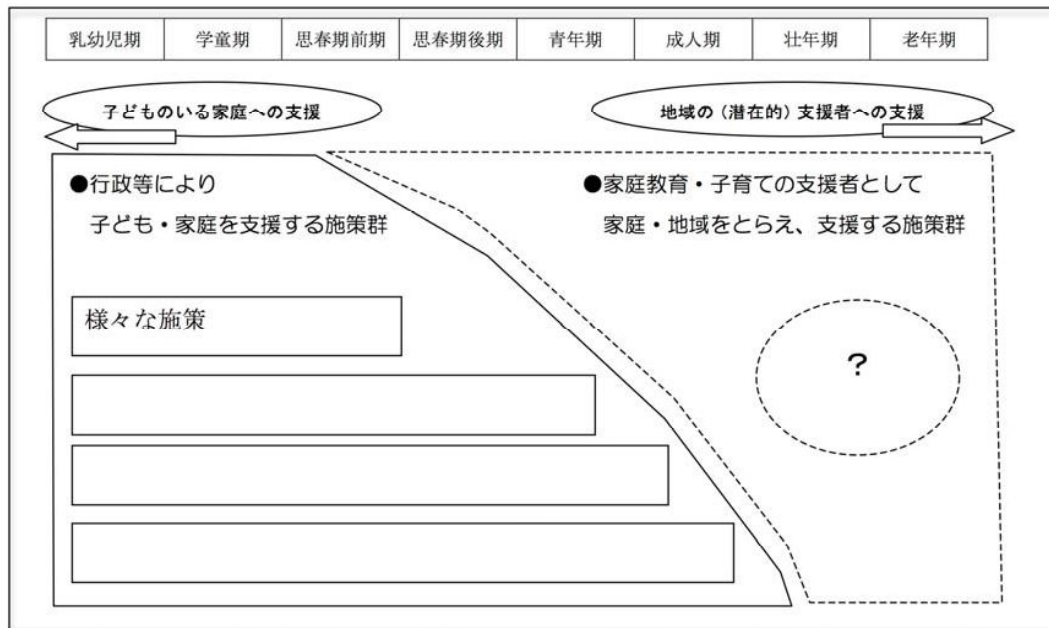
この図に対して、社会教育委員より様々な意見が述べられた。

- 図は青年期で終わっていて、支援の対象となるのが家庭、支援をするのが行政や NPO という構図だが、家庭教育を支援する側は、成人期、壮年期、あるいは 老年期の方でもいいはずだ。そういう潜在的人材資源がスムーズにサポーターになれるような施策が必要ではないか。
- 同世代の先輩による支援が求められているというアンケート結果もあるので、支援対象となっている家庭そのものが、ある場面では支援に回るという施策も大事である。したがって、対症療法（個別事例への対応）と予防（全体への対応）を分けるという視点もあるが、分けて考えた上で再統合が必要ではないか。
- 地域の方々に子育てがいかに大事かを啓発し、実感してもらう事業が必要だ。それでない子どもがただの「うるさい存在」になりかねず、少子化も進む。
- 学校、家庭、地域の潜在的子育てサポート人材でありながら、その能力が発揮されてない方がたくさんいると考えられるので、それを視覚化し、活性化する施策を考えたい。
- 学びも活動も、一方向ではなく、相互的なものがある。支援される対象が支援する側にも回り得る。ただ、1対1で相互に支援し合うというだけではなくて、前の世代から支援を受けた者が次の世代を支援することによって、支援が循環化すればよい。

図については、現在県で行われている施策をまとめた図の他に、関係機関等の支援ネットワークをあらわした図や、「これからの家庭教育支援」を視覚化した図の必要性が問われた。

こうした図を作成しながら家庭教育支援の方向性を多面的に探ることとなったが、まずは県の施策展開図を上記意見により修正を試みた。修正された図は右の【図2】である。

【図 2】



【図 2】の作成に当たっては、家庭教育の支援者としての地域の存在を示すとともに、「すべての家庭への支援」「困難を抱えた家庭への支援」という枠組みを一旦外した。

この段階では、図の左側に当たる「行政等により子ども・家庭を支援する施策群」には多数の施策を入れることができたが、右側の「家庭教育・子育ての支援者として家庭・地域をとらえ、支援する施策群」にどのようなものが入るのか、いまだ不明であった。もしここに入る施策がないとすれば、その部分の施策を進めていく必要があると考えられる。

そこで、改めて知事部局及び教育委員会事務局内各課に照会し、以下のような視点で施策を図に当てはめてもらうこととした。

- ・ 社会教育の特徴は、社会全体を視野に入れ、様々な要素を活用し、多様な形態をとりながら「相互に学び合い、支え合う」ことである。
- ・ 行政が問題のある家庭に支援するという発想ではなく、社会教育の考え方を導入し、地域の人々がお互いに支援し合う、学び合うという方向で考える。

その結果、掲載される施策に幅が生まれ、合計 55 に及ぶ事業が報告された。
 (【図 3】)

県の施策は広範囲な支援を行っており、「相互に学び合い、支え合う」ことを支援する施策も少なくないことが確認できる。この図をもって「静岡県の家庭教育支援施策の現状」とし、成果と課題を探ることとした。

【図3】(平成25年度時)

静岡県の家庭教育支援施策の現状

現状の家庭教育をめぐるキーワード(社会的背景から家庭教育を捉える)



子どものいる家庭への支援

乳幼児期	学童期	思春期前期	思春期
<p>●行政等により子ども・家庭を支援する施策群</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置促進 ・認定こども園の設置促進 ・年度途中の保育所入所への支援 ・延長保育、家庭的保育、乳幼児保育等への支援 ・地域子育て支援拠点への支援 <p>【こども未来課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども主体のまちづくり【県民生活課】 		
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進事業 <p>【県民生活課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親子食品表示啓発事業 <p>【県民生活課】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・キッズスポーツインストラクター派遣事業 <p>【スポーツ振興課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブへの支援 ・子ども会の活動支援 <p>【こども未来課】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども虐待予防事業 ・児童虐待緊急対策事業 ・小児歯科疾病予防事業 ・産前・産後の母親サポート事業 <p>【こども家庭課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室 ・小・中学校ケータイ講座 <p>【社会教育課】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・シングルマザー応援セミナー <p>【男女共同参画課】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・通学合宿 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさんっこ☆子育てナビの運営 <p>【こども未来課】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・思春期健康相談室 <p>【こども家庭課】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・合同相談会実施 ・ふじのくに i (アイ) マップ配布 			
<ul style="list-style-type: none"> ・家族ふれあい事業 <p>【社会教育課】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・本とともだちあかちゃん版の配布 <p>【社会教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくにゆうゆう net <p>【総合教育センター】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブの支援 <p>【環境ふれあい課】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)等事業 <p>【こども家庭課】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり対策推進事業 <p>【障害福祉課】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターの運営 <p>【障害福祉課】</p>			

第3章 新たな支援展開を考えるための基本的方向性

これまで家庭教育支援の在り方をめぐって、現状把握、分析などを試みながら、課題を整理しつつ、新たな施策展開の方向性を探ってきた。その段階で浮かび上がってきた方向性を探る基本的な視点は次の2つである。主な課題、留意点などとともに列記する。

1 ライフステージにそった循環型支援

－支援を受けた人が支援する人になる

(1) 子どもは社会の構成員

支援には各年代、状況に応じた支援がある。しかし、支援を受けた人がその時支援を受けただけにとどまらず、その後その体験などを基に、悩んでいる人にアドバイスを提供することができる。子育てなどが終わると、子どもの問題などに関心が薄くなったり、無視したりするケースがある。しかし、親子は「私的」関係ではあるが、子どもは「社会の構成員」であるだけに、共有の財産であり、社会で育てていく、という原点に立ち返りたい。子ども、親（保護者）ともにライフステージが上がるとともに、違った立場、形で関わるができる。子どもを育てながら親も成長する。子どもも将来親になる。このことをより広く社会全体に浸透させていくことが求められる。

(2) 施策の見直しと分かりやすさ

それぞれの状況に応じていくつかの施策がなされ、各種団体も積極的に活動している。しかし、中には足りない施策があるほか、ダブリがある施策も見受けられる。【図3】(P17～P18)には県が現在行っている支援策を可能な限り示した。今回このまとめをする段階でも、部署が異なることから個別に行っている事業も見える。各部署が連携してムダを省く一方、同じような事業は合体し、さらに工夫を加え、成果を挙げる必要がある。その過程で足りない施策も浮上してくる。また同じような窓口がいくつもあると、利用者はどこに相談していいか迷う。どんな機関があるのか、公共、民間を問わず情報を提供することは大事だが、利用者にとって分かりやすくすることも求められる。

(3) つながりにくい家庭につながるための工夫

各種事業を積極的に活用する保護者に適した対応を取ることも重要だが、その一方で、困っていながらなかなか表に出て来ない家庭への対応も忘れてはならない。プライバシーの問題をはじめ、現状を問題とっていない保護者など、その状況は一言で説明できるものではない。アウトリーチ活動も動き出してき

たが、まだ十分とはいえない。各種情報の提供の仕方や、匿名、あるいは地域外なら参加しやすい活動、きっかけ作りなどさらに工夫を凝らす必要がある。

2 成熟した地域社会の構築—地域の実情に即した対応

(1) 地域の特性を生かす

地域によって、人と人のつながりや公共施設の内訳などは異なり、取り組み方や課題も違っている。その上でそれぞれの地域の特性を生かしながら支援し合う社会をつくることが求められていることはいうまでもない。都市部と地方、あるいは同じ都市部、地方でも地域によって課題は異なる。行政は足りないところに必要な手を差し伸べるが、一方で地域間格差を生み出さない配慮も必要だ。地域と地域が連携して補充し合う施策のほか、地域を飛び越えて連携するシステムづくりも求められる。

(2) 新たなプラットフォームを生み出す

地域で社会教育、とりわけ家庭教育支援の拠点となると学校の比重が大きい。しかし、多忙な上、不登校、いじめなどの問題を抱える現場もあるなど、学校（教員）だけに依存して対応できるものでもない。加えて、未就学児や退学など学校から離れた子どももいる。NPO など関連した活動を展開する関係団体も増えてきた。連携の中心となるコーディネーターなどの人材育成を図ることはもちろん、地域の状況に応じた新たなプラットフォームを生み出していくこと、場づくりを促進することも求められている。公民館、図書館などハードとしてのプラットフォームばかりでなく、活動を共有し合う情報上、ネット上のプラットフォームも無視できない。大学など専門の研究機関との連携強化を図るなど、新たなネットワーク構築も求められる。

第4章 これからの家庭教育支援の施策展開

本期静岡県社会教育委員会の基本方針は、家庭を行政による支援対象としてだけみるのではなく、地域社会の中でかかわり合い、支え合う主体としてとらえることである。その方針において行政の主な役割は、家庭をはじめとした様々な地域の主体が「支援し合う関係を支援する」ことである。

家庭教育支援のあり方をまず社会教育の視点で検討することが、本社会教育委員会の出発点であり、およそ下記のようにまとめられる。

- ・ 社会教育の特徴は、社会全体を視野に入れ、様々な要素を活用し、多様な形態をとりながら「相互に学び合い、支え合う」ことである。
- ・ 行政が問題のある家庭に支援するという発想ではなく、社会教育の考え方を導入し、地域の人々がお互いに支援し合う、学び合うという方向で考える。
- ・ 家庭も含め地域社会の様々な組織、団体、人は、支援対象である以前に支援者である。それらが互いに学び合い、支え合うという連携や接続をどう確立するかを考える。

第2章ではこうした視点を、家庭教育支援施策の現状を把握するための図に盛り込み、施策展開に活かそうとした。また、第3章ではそうした基本方針を受け、新たな支援を考えるための基本的視点として次の2点をあげた。

- ・ ライフステージにそった循環型支援—支援を受けた人が支援する人になる
- ・ 成熟した地域社会の構築—地域の実情に即した対応

本章では、これらの方針および視点をふまえて、県内外の様々な施策や実践事例を手がかりに、支援し合う関係を支援するための方策および施策展開を検討する。

1 ライフステージにそった循環型支援—支援を受けた人が支援する人になる

(1) 子どもは社会の構成員

家庭は私的なものにとらえられがちだが、「社会化機能」「社会構成機能」「福祉(ケア)機能」「経済機能」を持っており、社会が成立し、維持され、発展するための最も基本的な役割を担っている。行政は(そしてわれわれ県民

も)、「子どもは社会の構成員である」という認識に立ち、子育てを通して社会にとって必須の機能を担っている個々の家庭に対して様々な支援をする必要がある。

そのさい留意すべきことは、個々の家庭を支援対象としてのみとらえず、支援する主体としてとらえるということである。子育て中の家庭は、これまでも協力し合い、支援し合ってきたし、子育てを終えた家庭は身近で有力な支援者となる。また、地域の様々な組織・団体、学校、PTA 等も家庭教育支援の有力な主体であり、子どもが社会の構成員となることの受益者は社会全体である。

そうした相互支援の関係をサポートし、また相互支援のための新たな場面・基盤を確立することが、行政の役割となる。

①自治体による関連施策・事業

学校の求めに応じて必要な支援を地域のボランティアが行う体制づくりを目指す**学校支援地域本部事業**、放課後に学校や公民館を活用し地域の大人の参画を得て体験・交流活動、学習機会を提供する**放課後子ども教室**、地域の大人たちの参画により子どもたちに家庭を離れた宿泊体験を提供する**地域における通学合宿推進事業**といった自治体の取り組みは、地域ぐるみで子どもを育てるという意識を強め、地域における家庭教育の支援者を発掘し、活性化する取り組みになりうる事業である。

しかし、いずれの事業においても、支援する側と支援される側が固定化し、受益者がフリーライダーになるようなやり方では地域が子どもを中心に支援し合う関係にはならない。上記の事業群がそうした意義を有する取り組みとなるためには、各事業の実施場面において「社会の構成員」を育成するための関係者の学び合い・相互支援が活発に生じるような仕組みをつくる必要がある。

「社会の構成員」である子どもの育成について、家庭だけに担わせるのは無理な話だし、教育に関して学校にすべての責任と職務を負わせるのもフェアではない。特定の個人や組織への過度の<依存／責任転嫁>から発展的なく相互支援／循環型支援>へと関係を転換することが行政の課題であると考える。

そうした方向性に関し、示唆的な取り組みを紹介する。

- ・ **長泉町内小・中学校学校支援地域本部事業**（長泉町）は、県・町の教育委員会、地域教育協議会、地域コーディネーター、学校支援ボランティアが連携し、事業協議会が子どもの教育に関する情報交換の場となり、地域の様々な組織や人が子育てに関し相互に支援し合う基盤となっていることなど、示唆的な取り組みとなっている。

- ・ **通学合宿「あおば丘の学校」**（菊川市）では、継続的な異年齢の交流を続ける中で、通学合宿を経験した中学生のボランティアも参加するようになり、まさに「支援を受けた人が支援をする人」になるような場となっている。

②NPO 等による関連事業および実践事例

自治体の施策として実施される上記の事業のほか、NPO や地域の有志による特徴ある取り組みがある。

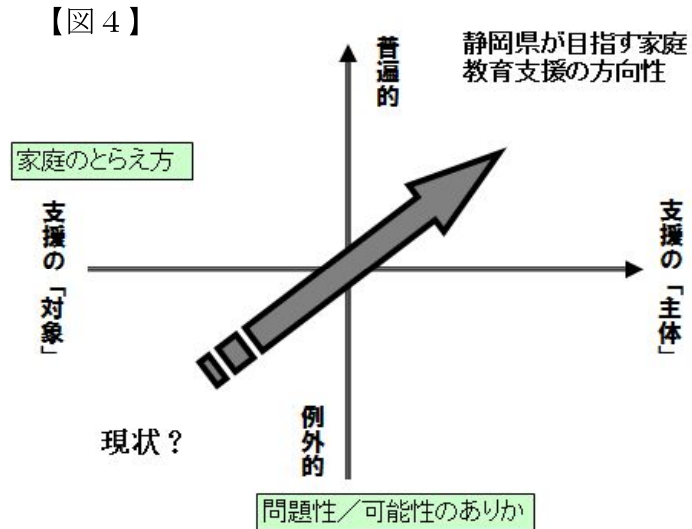
- ・ **富士川っ子の会**（富士市）は 10 年を超える実績をもつ地域の子育て支援組織であり、地域の自然を生かした体験活動を提供し、学校や企業、行政との連携にも意欲的で、地域の人材を発掘・活用しネットワークを形成しながら活動を展開している。「富士川っ子が富士川っ子を育てていく」という目標が示すように、支援対象である子どもをジュニアリーダーとして育成することにも力点を置き、現在では活動の主体となりつつある。「支援を受けた人が支援する人になる」という循環型支援を仕組みとして取り込んだ事例となっている。

（２）施策の見直しと分かりやすさ

先にふれた学校支援地域本部事業、地域における通学合宿推進事業、放課後子ども教室をはじめとして、地域ぐるみの子育てや家庭教育支援につながる施策や事業は数多い。運営形態や焦点は少しずつ違っていても、「地域で子どもを育む」という意識を強め、地域における家庭教育の支援者発掘ならびに相互支援につながるということでは共通点もある。地域の人材（支援ボランティアやコーディネーター等）や情報・ネットワークの共有などを心がけるとともに、地域住民への広報・広聴においては共通点と相違点を明確にしながら情報提供・収集を行う必要がある。

第 2 章で確認したように、家庭教育支援にかかわる施策・事業は、様々な部署にまたがり企画・実施されている。部署間での情報共有と調整を行うとともに、家庭教育支援における方向性である「支援し合う関係を支援する」方策に力点を置き、ライフステージにおける循環的支援につながるような施策展開を目指すことを提言する。

冒頭にあげた2つの方向性、すなわち「行政が問題のある家庭に支援するという発想ではなく、社会教育の考え方を導入し、地域の人々がお互いに支援し合う、学び合うという方向で考える」および「家庭も含め地域社会の様々な組織、団体、人は、支援対象である以前に支援者である。それらが互いに学び合い、支え合うという連携や接続をどう確立するかを考える」という方向性を図示すれば、右【図4】のようになる。



横軸は、家庭を支援対象としてとらえるか、支援する主体となりうるものをとらえるかという評価軸で、縦軸は問題を抱える家庭を例外的な事例とみるか、どの家庭にも起こりうる問題が特定の状況で顕在化した事例としてみるかという評価軸である（縦軸は逆に可能性がどこにあるかを考える軸でもある）。家庭を支援対象としてのみとらえ、問題のある家庭を例外的事例としてみる傾向が強い施策展開から、家庭を支援する主体としてもとらえ、問題を抱えた家庭の事例から学び、家庭支援全体の施策に活かそうとする施策展開へという方向性が、静岡県が目指すべき家庭教育支援のあり方であると考えられる。

（3）つながりにくい家庭につながるための工夫

問題を抱えている家庭は支援を切実に必要としながら、問題自体についても、また支援要請の声についても顕在化しにくいという状況が考えられる。そうしたケースに対する対応は行政にとって重要な課題である。

①自治体による関連施策・事業

- ・ ソーシャルワーカー、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業は、この点で非常に重要な取り組みであり、拡充する必要がある。それとともに「問題を抱えている家庭は、社会の様々な矛盾や課題を顕在化している事例であり、そうした家庭への支援体制は社会が抱える課題を解く手がかりとなる」という認識のもと、問題を抱える個々の家庭への対策という意味づけではなく、あらゆる家庭および社会全体にかかわる課題として支援し、

また取り組みの中で得られた知見や示唆を、家庭教育支援のための貴重なデータとして活かすという方向性が必要である。

②関連事業・実践事例

自治体の施策として実施される上記の事業のほか、様々な組織・団体が連携して実施する特徴ある取り組みがある。

- ・ **富士チャレンジキャンプ**は、平成9・10年度、県東部児童相談所と国立中央青年の家により不登校の児童・生徒を応援する目的で企画され、児童相談員、教員も参加した宿泊研修で悩みを抱える親同士の交流の場としての意味合いももった事業であった。不登校児をもつ個々の参加家庭は、行政による支援対象であると同時に、親同士の交流会を通じて、互いを元気づけ解決のためのヒントを与え合う支援者であり、家庭教育支援に取り組む相談員や教員に示唆を与える地域人材でもある。また、継続実施される中で、前年度に参加した不登校児とその保護者がサポーターで参加することもあり、循環的支援の事例ともなっている。

不登校等の問題を抱える子どもおよび家庭への支援は、もちろん行政にとって重要な取組であるが、そうした方向性・形態の支援だけでなく、問題を抱える家庭相互が情報交換をし、相談できるような場をつくることも重要な取組であると考えられる。県でもニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども・若者を対象とした支援団体等による**合同相談会**を開催し、支援を求めている本人やその家族と支援団体等をつなぐ機会を提供している。

- ・ **NPO 法人アイあい塾**（磐田市）が核となった「放課後の子どもたち、不登校の子供たちの居場所作り」事業も、居場所がなくつながりが持てない子どもたち・保護者が集い、輪になって活動を行う場づくりを支援する取り組みで、「こどもカフェ」や地域へのボランティア活動もメニューに加えながら、同世代の子どもとの交流とともに地域の大人とのつながりをつくろうとする試みである。

地域社会においていつも一方的に支援対象であったり、支援者であり続けたりする個人や家庭はない、具体的な関わりの中で「相互に学び合い、支え合う」という関係をつくり活性化させるのが行政の役割である、と考えるのが本委員会の基本認識であり、そのための場や機会をつくるのが重要課題となる。

2 成熟した地域社会の構築－地域の実情に即した対応

(1) それぞれの地域の特色を生かしながら支援し合う社会をつくること

当然のことながら、地域によって課題は異なり、またその解決に資する人材や資源も異なる。それぞれの地域の課題を、その地域の人材・資源を活かしながらどのように解決していくかを学びたい。

- ・ **長泉イチゴ会**（長泉町）は、PTA 活動をきっかけに、子どもが卒業後も子どもと大人がふれあう活動を展開する「子どもを育む地域教育推進協議会」である。平成 15 年に発足して以来、年間を通して自然体験活動や文化事業を企画し、地域の子どもたちを地域の大人たちが育てるという趣旨のもと、地域に広く参加を呼びかけている。

家庭は地域社会の構成員（子ども）を生み出し、様々な要素と関係しながら地域社会を支えている。その「社会の構成員」である子どもの育成を個々の家庭にだけ負担させず、子育て経験・PTA 活動の経験をもつ先輩としての親が、地域ぐるみの子育てを通じて家庭教育支援を行っている本事例は、相互支援のネットワーク形成のあり方について多くの示唆を与えてくれる。その地域の実情に詳しく、学校との連携のなかで子育てを経験した人材が、新たな世代の子育て支援を行うことは、地域の実情に即し、継続性をもった子育てネットワークがつくられ、受け渡されていく基盤となるという意味で重要である。

- ・ **多文化交流センター**（磐田市）が核となった「小学校の宿題、放課後生活支援」「学び直し支援」などの事業は、市担当課、学校、公民館、自治会、大学生が参画・連携しながら展開されている取り組みで、多文化共生という地域の課題に地域の人材・資源で取り組んだ事例である。
- ・ 前述した**富士チャレンジキャンプ**は、地域密着型ではなく、国・県による企画として地域を飛び越えて実施された事業であるが、そうした開催形態も必要である。不登校やニート等各々の問題は地域の中で発生するが、狭い地域での場の設定は、直接の利害関係者が同席したり、プライバシーが同じ地域に住む人々に知られるという状況につながることもあるため、県のレベルでこうした交流の場が設定されることは意味があり、市町ではできない県ならではの支援に注力する必要がある。
- ・ 先に取り上げた**学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、地域における通学合宿推進事業**については県が企画・実施に関する支援をし、各自治体の担当者と連絡を取りながら、地域から参加者を募ってコーディネーター養成講座等の実施準備にもかかわる。そうした取り組みの中で各地の実践事例の

報告をしたり、情報交換をしたりするなかで、互いに助言や刺激を与え合う機会が生まれる。これらに限らず、地域と地域が連携し補充し合う施策を展開することは、県にとって重要な課題である。

(2) 新たなプラットフォームを生み出す

① 多様な拠点と連携

家庭教育支援に限らず、社会教育にかかわることを地域で推進しようとする場合、拠点としてイメージされがちなのは小学校・中学校であるが、新たな、また多様な拠点・プラットフォームを検討する段階に来ているのではないか。

「わんぱく寺子屋」（焼津市）は、焼津市が静岡福祉大学に委託して実施している放課後子ども教室で、大学生が企画運営スタッフとなり、大学キャンパスを使って事業を実施している。年度末には、拡大版わんぱく寺子屋「**おいらのまちフェスタ**」を大学のキャンパス全体を使用して開催し、大学の教員や地域の事業所を巻き込んだ大きなイベントとなっている。家庭教育支援を大学が行うと同時に、学生のための教育機会を地域・行政が提供し支援するという相互支援の関係を築いている。**南みくりの子通学合宿**（磐田市）は、南御厨公民館を会場としながら、公民館長・職員がもつネットワークを活用し、常葉大学や静岡大学などとの連携をとりながら、県内大学生によるボランティアを募って実施されている。

吉田町のプチ旅行（吉田町商工会）や**掛川得するゼミナール**（掛川商工会議所）は、製造業・商業・サービス業にかかわる団体の企画による、地域の小中学生と保護者を対象にしたキャリア教育・家庭教育支援のプログラムであり、商店街あるいは街自体が家庭教育支援の舞台となっている。「**いわたっ子サポート事業**」（NPO 法人磐田まちづくりネットワーク）は、託児・子育て相談・街のイベントへの出店などを通して家庭教育支援を行っているが、中学生ボランティアの参加、磐田市生涯学習課（現市民活動推進課）の託児ボランティア養成講座（平成 21 年度）の修了生との連携など幅広いネットワークを活かし活動している。

中学生、高校生、大学生を家庭教育支援の人材として活用する取り組みは、対象となる子どもたちと年齢が近いボランティアとして有用であると同時に、自分より幼い子どもたちと接し、子育てを行っている家庭を支援することで、自分自身が「社会の構成員」として成長していく場や機会を提供するという意味でも有意義である。

事業が開催される場所という意味だけでなく、家庭教育支援を企画・実施する〈拠点〉、あるいは家庭教育支援のあり方を考え、研究する〈拠点〉を整備

することも重要な課題である。この点については大学や研究機関が果たすべき役割は大きい。また、本委員会が掲げる方向性に沿えば、家庭教育支援に直接関わる団体・NPOだけでなく、地域づくりや高齢者の生きがいづくり活動を推進する団体・NPO、あるいは商店街や自治会、企業など様々な組織も子育て・家庭教育の支援者として射程に入ってくる。活動テーマを横断し、地域をまたぐような家庭教育支援ネットワークを構築していくことは、県や自治体にとって非常に重要な課題である。

②地域人材を生かし、育てるプラットフォーム

自治体は複数の部署で様々な人材養成講座を開催し、修了者についても人材バンク・リスト等のかたちで活用が促されている。しかし実際の活用率のごく低い数字であるといわれている。人材活用が低調な原因は複数あるが、養成講座のテーマや分野、養成人材の名称・肩書きにとらわれ、たとえば本報告書で述べている家庭教育の支援者としての能力も姿勢も備えていながら声がかからないという問題もあるのではないかと考えられる。養成人材、ボランティア等はそのテーマや肩書きにこだわらず、重要な地域人材として、「社会の構成員」であり「地域の宝」である子どもを育て支える人材として、横断的に活用するプラットフォームをつくる必要がある。また、そのためには、具体的なつながりをし、ネットワークづくりを担当するコーディネーターを任命し、また養成することが重要である。

県では大学等と連携しながら社会教育主事講習が実施され、相当数の社会教育主事の有資格者が育っている。専門的な講座と実習・演習を受講した社会教育の専門家たちはしかし、自治体行政に在籍し社会教育担当者とならない場合、その能力・経験を発揮する機会があまりない。家庭教育支援におけるコーディネーターとして、ネットワークャーとして活躍する余地が大いにある。

こうした意味において、地域人材は必ずしも「発掘」しなければならないような地層にいるのではなく、手を挙げた状態でスタンバイしていると考えられる。潜在的な人材発掘の前に、顕在的な人材をきちんと把握し、活用する基盤・プラットフォームを用意することが肝要である。

さらにいえば、これまで度々述べてきたように「子どもは社会の構成員である」という認識に立ち、様々な段階にある家庭を相互に支援し合う存在とする考え方を採った場合、地域社会において家庭教育支援にまったく無縁の個人はいないといえる。多様な背景をもちライフステージの様々な段階にいる人々がみな、家庭教育支援に関する何らかの寄与ができるようなプラットフォームや仕組みを考えることは社会教育にとって最も優先順位の高い課題であると考えられる。

おわりに

今期の審議題「これからの家庭教育支援のあり方」について、我々委員が話し合っていく中で、常に意識したことは、すでに述べたが、「家庭教育支援のあり方を社会教育の視点から検討すること」であった。これは、教育基本法が改正され、学校教育、社会教育、家庭教育が同等に位置づけられるようになったことで初めて可能となった視点である。この見方によって家庭教育支援を検討した時に、第2章で述べたように、問題のある家庭を支援するという発想ではなく、「家庭も含めた地域社会が、お互いに支援しあい、学びあう」という発想が生まれ、そのような支援形態を模索しようとしたのである。

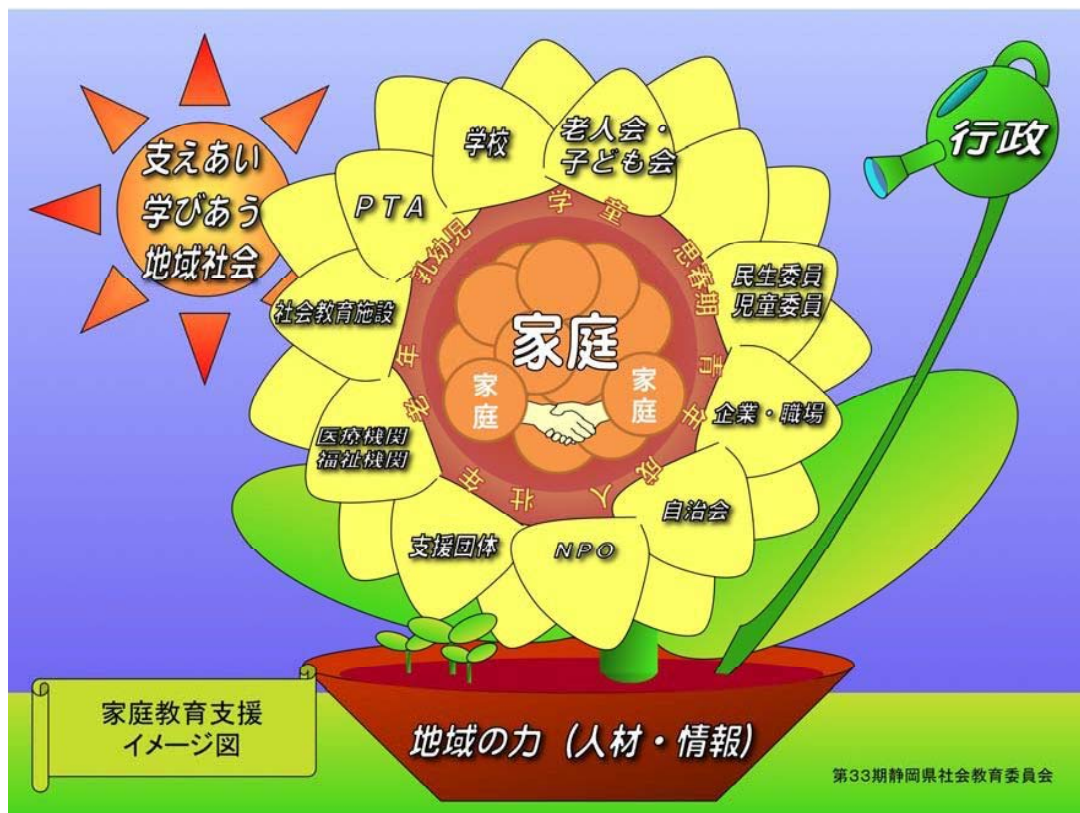
この考え方は、結局「子育て支援は、地域住民1人1人に関係するものであって、完全に無関係な人など1人もいない」という考えに行き着くことになる。ある家庭で生を受けた子どもは勿論その家の子どもであるが、同時にその地域社会を支えてくれるようになる地域の宝である。その子どもの育ちを子どものいる家庭だけでなく、社会全体で助け合って支えていこう、ということである。それぞれの事情により助け合う程度の差は必然的に生じてくるであろうが、子育て支援とはそういう「お互いさま」の関係だということを、すべての方々に認識してほしい、と切に願っている。

2年間の議論をこのようなスタンスで進めていった中で、審議題の副題である「横の連携と縦の接続」については、取り立てて議論を交わすというよりは、常に各委員がこのことを意識し話し合っていたといえる。そして、関係機関同士の連携や世代間の接続を検討し支援を模索するという次元を超え、地域社会のすべてがつながって子育て支援をするという発想で検討を進めてきたのである。実際の施策展開では、細かいレベルでのつながり(連携や接続)を丁寧に作ることが重要であろうが、まずもって、その1つ1つのつながりがどこに向かうものかを改めて考えたのが本委員会であったととらえられる。

これらの委員の家庭教育支援に対する切なる思い、願いを、県民の多くの皆様に受け止めていただき、より良い教育環境が整うことを希望してやまない。

なお、新たな家庭教育支援の方向性を探る議論の中では、第3章で提示した2つの視点と留意点などを考慮し、巻末資料1に示すような家庭教育支援の1つのイメージ図が浮かび上がった。これはあくまでもイメージ図であり、本文に掲載するほどの完成には至っていないが、逆に未完成な図であるからこそ、読者の皆様にワークシート図として活用していただきたいと願っている。その活用を通して、それぞれの地域で、その地域に合った支援体制の検討や関係強化の現状分析、家庭教育支援のモデル化の手がかりが得られれば幸いである。

(巻末資料 1) 展開イメージの一例



- ・ 中心にある家庭は、次世代を生み出す「種」と考えた。この「種」が熟し、新しい芽となることで循環する社会が生み出される。
- ・ そのためには家庭が孤立せず、相互に結びつき、互いに支え合うことが大切である。家庭が「支え合う」関係になるために必要な支援を行うことが、家庭教育支援の方向性だと考えられる。
- ・ その支援は、一部の機関ではなく、地域に住むすべての世代の人々（人材）や情報、あるいは花びらによって示される各機関・団体・組織の連携によって行われるのが理想である。（組織は追加できるよう、あえて空白を残している）
- ・ ここで行政が果たすべき役割は、地域の力を家庭教育支援に結びつけたら、支援を行おうとする人々を結びつけるための支援を行ったりすることである。これは、地域の力を高めるための支援とも言える。
- ・ もちろん、これは行政の直接的な家庭への支援を否定するものではない。直接的な支援と、上記の支援の両輪が大切である。